 **愛犬家の皆さんへのお願い
ふんの後始末は、飼い主の責任です!**


問 地域振興課 ☎ 932-1438 (ダイヤルイン)
☎ 932-1151 (内線 217)

平成22年9月、須恵町飼い犬・猫のふん害等の防止に関する条例は、飼い主のマナーの向上と、ふん害防止に関する意識の高揚をはかり、住民の良好な生活環境の維持、環境美化の促進に寄与することを目的として制定されました。

ふんの放置が多い場所は、道路や公園、他人の敷地内など、さまざまです。犬は、自分でふんを片付けることができません。飼い主に片付ける義務があります。

散歩の際は、水の入ったペットボトルなどを携帯し、尿をした時は、掛けて流すようにしましょう。



 **福岡県市町村合同公売会
in宗像**

問 税務課 ☎ 932-1495 (ダイヤルイン)
☎ 932-1151 (内線 130)

福岡県内の県税事務所と市町が合同で公売会を開催します。出品数は約400点。税金の滞納整理のため差し押さえたものを、「入札」や「せり売り」により売却し、売却代金は滞納税に充当されます。欲しいものを見つけて落札してみませんか。事前申し込みは不要です。ぜひお越しください。

▶ **日時** 11月19日(土) 9時開場

▶ **場所** 宗像ユリックス・イベントホール (宗像市久原400)

▶ **入札実施** 第1回 9時50分～10時5分
第2回 11時30分～11時45分
再入札 12時40分～12時55分

▶ **せり売り実施** 11時～11時25分

▶ **出品物** テレビ、アクセサリ、日用生活雑貨など
※出品物は宗像市ホームページで随時公開予定。
<http://www.city.munakata.lg.jp/>

▶ **持参品** 印鑑、代金、本人確認ができるもの (運転免許証、健康保険証など)

 **税を考える週間**


問 税務課 ☎ 932-1495 (ダイヤルイン)
☎ 932-1151 (内線 135)

毎年11月11日から17日までは「税を考える週間」です。

国税庁では、国民の皆さんに租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めていただくため、1年を通じて租税に関する啓発活動を行なっています。

今年は「くらしを支える税」をテーマに、国税庁ホームページ内に特設ページを設け、さまざまな取り組みについて紹介しています。

● **国税庁ホームページ** <https://www.nta.go.jp/>

 **下水道使用料減免制度の見直しについて**

問 上下水道課 ☎ 932-1445 (ダイヤルイン)
☎ 932-1151 (内線 232)

平成29年4月1日より須恵町下水道条例施行規則が改正され、**生活保護法により保護を受けている世帯に対する減免制度が廃止となります。**

支給される生活保護費のうち、生活扶助の光熱水費には下水道使用料も含まれており、二重給付を解消するために、減免制度の見直しを行います。

これにより、改正後は5月検針(6月支払い)分から生活保護を受給している人も、通常どおり下水道使用料を負担していただくこととなります。

詳しくは、上下水道課までお問い合わせください。

 **「女性の人権ホットライン」
強化週間**

問 健康福祉課 ☎ 932-1493 (ダイヤルイン)
☎ 932-1151 (内線 124)

11月14日(月)から11月20日(日)までの7日間を「女性の人権ホットライン」強化週間として、夫・パートナーからの暴力、職場でのセクハラ、ストーカーなど、女性に関する人権問題のご相談に、法務局職員と人権擁護委員が無料で応じます。秘密は厳守されますので、どんな些細なことでも一人で悩まずにご相談ください。

▶ **受付時間** 8時30分～19時
※11月19日(土)・20日(日)は10時～17時

▶ **電話番号** **0570-070-810(全国共通)**

問 福岡法務局人権擁護部 ☎ 832-4311

 **11月は年金月間です**

問 住民課 ☎ 932-1467 (ダイヤルイン)
☎ 932-1151 (内線 118)

11月30日は年金の日で、11月は年金月間です。年金記録や将来の年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。

「ねんきんネット」は、いつでもご自身の年金記録、年金見込額試算、支払状況などが確認できます。詳しくは、日本年金機構のホームページをご覧ください。

● **日本年金機構ホームページ**
<http://www.nenkin.go.jp/>

社会保険料控除の申告に使える国民年金保険料控除証明書が発行されます

地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、納付した国民年金保険料も社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、平成28年1月から12月までに納められた保険料の全額です。(過去の年度分や追納された保険料も含まれます。)また、ご自身の保険料だけでなく、配偶者やご家族(お子さんなど)分の国民年金保険料を納付した場合は、その保険料も合わせて控除が受けられます。

平成28年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された人には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送付されますので、申告書の提出の際には必ずこの証明書か領収証書を添付してください。(平成28年10月1日から12月31日までの間に、今年はじめて国民年金保険料を納付した人へは、翌年の2月上旬に送付されます。)

 **年末調整説明会**

問 税務課 ☎ 932-1495 (ダイヤルイン)
☎ 932-1151 (内線 135)

年末調整の方法、法定調書・給与支払報告書の作成と提出についての説明会を開催します。


▶ **日時** 11月17日(木) 14時～16時

▶ **場所** アザレアホール須恵

▶ **対象者** 須恵町内の源泉徴収義務者
※会場の駐車台数に限りがありますので、ご来場の際は、できるだけ公共交通機関をご利用ください。

※年末調整関係資料を事前に送付しますので、必ずご持参ください。

問 香椎税務署 ☎ 661-1031

 **前期高齢者医療説明会および
後期高齢者医療説明会のお知らせ**


問 住民課 ☎ 932-1467 (ダイヤルイン)
☎ 932-1151 (内線 115)

前期高齢者医療説明会および後期高齢者医療説明会を次のとおり行います。

▶ **日時** 11月24日(木)
前期高齢者医療説明会 10時～
後期高齢者医療説明会 11時～

▶ **場所** 保健センター1階

▶ **対象者**
前期高齢者医療説明会(国民健康保険加入者のみ)
昭和21年11月2日～昭和21年12月1日生まれの人
後期高齢者医療説明会
昭和16年12月1日～昭和16年12月31日生まれの人

 **e-taxをご利用のみなさまへ
電子証明書の有効期限は切れていませんか?**

問 住民課 ☎ 932-1467 (ダイヤルイン)
☎ 932-1151 (内線 111)

お手持ちの住民基本台帳カードの電子証明書が、有効期限(3年)の経過や住所変更などにより失効していませんか? 来年2月から始まる確定申告で、e-taxを利用するには、電子証明書が必要です。住民基本台帳カードの電子証明書が失効している場合は、マイナンバーカード(個人番号カード)を申請する必要があります。マイナンバーカードの発行には3週間程かかりますので、早めの申請をお願いいたします。

▶ **申請方法**
マイナンバーカードの申請は、通知カード下部分の申請書に必要事項を記入し、顔写真を貼って同封の返信用封筒で郵送してください。

※申請書の紛失やご不明な点などは、住民課へお問い合わせください。

